

利用規則

当宿泊施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、宿泊施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第 6 条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。

申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

2. 当宿泊施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当宿泊施設所定の場所以外での喫煙

(2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為

(3) 次に定める物品の持ち込み

- ・動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）
- ・覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
- ・発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品（ニ）許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
- ・著しく多量もしくは重量のある物品
- ・悪臭を発するもの
- ・ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
- ・当宿泊施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
- ・その他当ホテルが客室への持ち込みを禁止することとした物品

(5) 公序良俗に反する行為

(6) 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為

(7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用

(8) 客室以外の場所での所持品の放置

(9) 客用以外の施設への立ち入り

(10) 当宿泊施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること

(11) シャワー・浴室内での染毛・漂白剤等の使用

(12) 客室内でお香などを焚く行為

(13) 営利を目的とした活動

(14) その他当宿泊施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

3. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 宿泊を目的としない利用

(2) 外来者との客室での面会

(3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他当宿泊施設の外観を損なう物品を掲示すること

4. 客室備品の破損・持ち帰りは該当備品の費用と購入に要する手数料、全額を申し受けます。

5. 所定の喫煙場所以外での喫煙が判明した際は、客室売り止め費用として全額を請求させていただきます。

6. 宿泊者が寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合、クリーニング代金とその間に被った損害金を請求させていただきます。

付 則

この宿泊約款及び利用規則は、令和5年8月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。
但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

以 上

利用規則に関する問い合わせ窓口

社名：株式会社おぎた 巡りの宿 夕波

電話：090-6285-2885